

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町野山	平成 28 年 1 月	令和 3 年 7 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.9 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用については、意見は出なかった。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済のため不要 %

#### 2. 対象地区の課題

農業者の年齢が高齢化しており、後継者不足の状況である。 今後は新たな農地の受け手確保が必要である。 農業用水路が老朽化しており漏水が発生し、機能維持ができない状況となりつつある。
---

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

各農家が経営体として農地を維持する。 但し、維持が困難な状況が発生した際は利用権設定により集落内の個人に預ける。
---

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	12 経営体
----	-------	--------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

地域内の圃場の状況から、水稻を主体としながらも、小豆栽培や丹波栗の生産に務める。 集落営農組織については、当面の目標として数人のグループで組織化して活動する。
--